

高病原性鳥インフルエンザ発生に係る本県の対応について

1 国内での発生状況（令和3年11月19日現在）

	第1例	第2例	第3例	第4例
確認日	11月10日	11月13日	11月15日	11月17日
所在地	秋田県横手市	鹿児島県出水市	鹿児島県出水市	兵庫県姫路市
種別	採卵鶏	採卵鶏	採卵鶏	採卵鶏
飼養状況	約14.3万羽	約3.9万羽	約1.1万羽	約15.5万羽

（参考）野鳥の発生状況

- ・11月11日、鹿児島県出水市の「水鳥のねぐら水」からウイルスを確認
- ・11月16日、宮崎県宮崎市の「野鳥の糞便」からウイルスを確認

2 本県の対応状況

（1）危機管理連絡会議の開催（11月10日、11月17日）

- ・庁内関係部局との情報共有
- ・関係部局一丸となった防疫対策の徹底について確認

（2）防疫対策会議の開催（11月15日）

- ・養鶏関係者、市町村、関係団体を参集し、防疫対策の徹底を要請

（3）「鳥インフルエンザ・とくしまアラート」の発動

- ・現在、「ステージⅢ（感染拡大警報）」を発動し、防疫対策を強化

（参考）

- ・ステージⅠ（感染観察・強化）：11月2日発動 韓国の「野鳥」からウイルスを確認
- ・ステージⅡ（感染拡大注意報）：11月10日発動 秋田県で「国内1例目」の発生
- ・ステージⅢ（感染拡大警報）：11月11日発動 鹿児島県「ねぐら水」からウイルスを確認

（4）発生予防対策の強化

- ・「畜舎消毒」や「車両消毒」の強化
- ・防鳥ネットによる「野鳥の侵入防止対策」の再徹底などの指導強化
- ・農場敷地内・周辺ため池の除草・消毒
- ・消毒用消石灰の配布（11月15日から）
※県内235農場に対して、消毒用消石灰（7,000袋）の緊急配布を開始

（5）県内全養鶏場からの「死亡羽数の報告」頻度を引き上げ、監視体制の強化

※「月1回」から「週1回」

3 野鳥監視体制の強化

- ・環境省が設定する野鳥監視サーベランスの対応レベルに基づき、監視体制の強化
- ・死亡野鳥を発見した際の対応や注意点について周知

「鳥インフルエンザ」とくしまアラート（養鶏関係者に対する注意喚起）

徳島県農林水産部

情報		感染観察	感染観察(強化)	感染拡大注意報	感染拡大警報	特別警報
			ステージⅠ	ステージⅡ	ステージⅢ	ステージⅣ
発動基準	野鳥	野鳥サーベイランス 通常時(対応レベル1) ・定期的に集団飛来地の糞便調査	野鳥サーベイランス 近隣国で分離(対応レベル2) ・必要に応じて、巡回頻度・監視対象野鳥を拡大	野鳥サーベイランス 国内単一箇所での陽性(対応レベル2) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ・糞便調査(検査検体数の増加)	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定 ※県内の単一箇所での陽性の場合は「ステージⅣ」の対応	野鳥サーベイランス 国内複数箇所での陽性(対応レベル3) ・「野鳥監視重点区域(10km)」指定
	家きん	遠方諸国等で発生	近隣国で発生(韓国・ロシア極東)	国内で発生	近隣県で発生	近隣県で発生(複数地域・短期間続発)
解除基準				家畜伝染病予防法第32条に基づく、移動制限区域の解除		
対応方針	国	・都道府県、養鶏関係者への情報提供	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の徹底通知	・都道府県、養鶏関係者への情報提供 ・都道府県に対して、防疫対策の再徹底通知 ・都道府県に対して、緊急消毒依頼	・「ステージⅡ」と同対応	・「ステージⅡ」と同対応
	県	・飼養衛生管理の巡回指導(リスク分析に基づく巡回指導) ・養鶏関係者への情報提供(海外発生状況など) ・死亡羽数の報告徴求(月1回)(法第52条第1項)	・飼養衛生管理の巡回指導強化(高リスク養鶏場の重点指導) ・消毒要請(消石灰散布) ・その他は「感染観察」と同対応	・消毒命令(法第9条)と消石灰配布 ・ねずみ駆除命令(法第9条)と殺鼠剤配布 ・死亡羽数の報告徴求(週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・死亡羽数の報告徴求(制限区域内農場:毎日、その他:週1回)(法第52条第1項) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・「ため池消毒」の緊急実施 ・その他は「ステージⅢ」と同対応
	養鶏農家	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策 ・農場内外の除草、石灰消毒(定期) ・殺鼠剤散布(定期) ・県に対し死亡羽数を報告(月1回) ・鶏舎、防鳥ネットなど施設の点検	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化 ・部外者の立入制限 ・その他は「感染観察」と同対応	・「飼養衛生管理基準」に基づく衛生対策強化(特に重点7項目) ・石灰消毒強化(3週間に1回以上) ・殺鼠剤散布の強化 ・県に対し死亡羽数を報告(週1回) ・その他は「ステージⅠ」と同対応	・石灰消毒強化(2週間に1回以上) ・県に対し死亡羽数を報告(制限区域内に含まれた農場は毎日、その他は週1回) ・その他は「ステージⅡ」と同対応	・石灰消毒強化(1週間に1回以上) ・その他は「ステージⅢ」と同対応

※野鳥の対応レベルについて：対応レベル1⇒通常時（発生なし）
（環境省）
：対応レベル2⇒国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
：対応レベル3⇒国内単一箇所発生から28日以内に国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）